

景品表示法では、 うそや大げさな表示など、消費者を だますような表示を禁止しています。

品質や価格などは、消費者が商品・サービスを選ぶ重要な基準になりますから、その表示は正しく、分かりやすいことが大前提です。ところが、商品・サービスの品質や価格について実際よりも著しく優良又は有利と見せかける表示が行われると、消費者の適切な商品・サービスの選択が妨げられてしまいます。このため、景品表示法では、一般消費者に商品・サービスの品質や価格について、実際のもの等より著しく優良又は有利であると誤認される表示（不当表示）を禁止しています。

景品表示法に違反する不当表示については、事業者側に故意・過失がなかったとしても、景品表示法に基づく措置命令が行われることとなります。

不当表示には大きく分けて3つの種類があります。

①優良誤認表示

商品・サービスの品質、規格、その他の内容についての不当表示

②有利誤認表示

商品・サービスの価格、その他の取引条件についての不当表示

③その他 誤認されるおそれのある表示

一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示



なりすまし詐欺に要注意！！

還付金詐欺

Q 自宅に市役所職員を名乗る人から「医療費の還付金があります。コンビニのATMの前から指定の電話番号へ連絡してください」と指示されました。市役所からこのような連絡はあるものなのでしょうか。



A 還付金詐欺の手口です。

電話で市役所や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金の還付金があると言って、スーパーやコンビニなどのATMに行くように誘導しますが、還付金がATMで支払われることは絶対にありません。

オレオレ詐欺

Q 息子を名乗る人物から電話があり「風邪をひいて苦しい。携帯電話が壊れ電話番号が変わった」と言われ、電話番号を教えられました。

翌日、再び息子を名乗る人物から電話がありましたが、息子は自宅にいたため「間違いではないですか？」と言ったところ電話は切られてしまいました。これは、なりすまし詐欺の電話だったのでしょうか。

A なりすまし詐欺の可能性が高いと思われます。まずは落ち着いて、息子さんの前の電話番号に電話を掛けて確認することが大切です。

フリカ詐欺

Q インターネットを見ているときに、突然アダルトサイトにつながり、「登録完了」と表示されました。驚いて業者に連絡すると「支払わない場合は法的手段をとる」と言われ、要求されるがままにコンビニでプリペイドカードを購入し、ファックスしてしまいました。騙されたと気付いたので返金してほしいのですが可能でしょうか。



A プリペイドカードは種類によって、物理的なカードが手元になくても、カードに記載された番号などをインターネット上で入力して使用できるものがあります。カードの番号などを相手に伝えることは、購入した価値を相手にすべて渡したと同じであり、取り戻すことは非常に困難です。他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カード番号などを伝えたりしないようにしましょう。

ひとりで悩まず相談してください。【相談受付時間】平日 午前9時～午後6時30分
福島県消費生活センター（消費生活課）024-521-0999

機能性表示食品とは？

平成27年4月から食品表示法が施行され、新しく「機能性表示食品」が登場しました。

食品の機能性を表示できるのは、これまで加工食品に限定され、国が個別に許可した特定保健用食品（トクホ）と、国の規格基準に適合した栄養機能食品に限られていました。

この2つに加えて新しくできたのが「機能性表示食品」です。

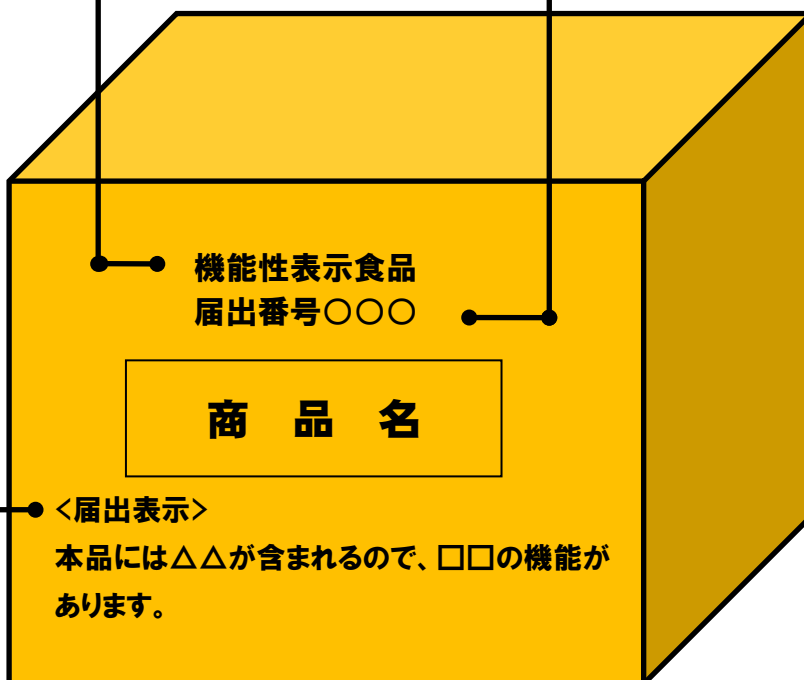
「機能性表示食品」は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。

販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものですが、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の許可を受けたものではありません。

パッケージの主要な面に「機能性表示食品」と表示されています。

届出番号が表示されています。
※消費者庁のウェブサイトで、届出番号ごとに安全性や機能性の根拠に関する情報を確認できます。

科学的根拠を基にした機能性について、消費者庁長官に届出した内容が表示されています。
※特定の保健の目的が期待できる内容が表示されています。



自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。詳しくは、各市町村役場 担当課へお問い合わせください。
 県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

【申込み・問い合わせ先】電話予約制

県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397

〒960-8043 福島市中町8-2 (自治会館1階) ※受付時間 平日 午前9時～午後5時

- ・検査対象品目は、「自家消費野菜」「山菜・キノコ」「飲用井戸水等」「自家消費野菜の栽培土壌」です。平成27年2月19日から、細かく切り刻む必要がない検査も実施しております。
- ・販売を目的とする食品、流通している食品は対象外です。
- ・検査は1回につき2食品までです。また、検査は無料です。
 ※詳しくは、上記の受付専用電話にお問い合わせください。



出前講座のご案内

出前講座を随時実施しています。
 無料で講師を派遣しますので、希望するテーマに応じて是非ご利用ください。

〈福島県消費生活センター〉

テーマ 悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブルなど
 派遣先 公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
 講師 県消費生活センター職員
 申込先 県消費生活センター(消費生活課)
 電話 024-521-7736
 (最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。)

〈福島県金融広報委員会〉

テーマ 金融、生活設計、金銭教育、消費者問題 など
 派遣先 各種学習会、大学等
 講師 金融広報アドバイザー
 (ファイナンシャルプランナー、司法書士など)
 申込先 福島県金融広報委員会
 (事務局：日本銀行福島支店総務課)
 電話 024-521-6355

消費生活無料相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、
【弁護士・司法書士による法律相談】
【ファイナンシャルプランナー (FP) による生活再建等相談】を定期的を実施しています。相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【相談場所】

県消費生活センター 福島市中町8番2号 (自治会館1階)
 県中地方振興局 郡山市虎丸町7番7号 (郡山市労働福祉会館)
 県南地方振興局 白河市昭和町269番地 (県白河合同庁舎)
 会津地方振興局 会津若松市追手町7番5号 (県会津若松合同庁舎)

【問い合わせ】

県消費生活センター (相談専用電話)
 024-521-0999

お薬に関する相談も受け付けています。
 相談日・・・毎週水曜日10時～16時
 相談場所・・・福島県消費生活センター
 相談電話・・・024-521-0999



福島県 生活環境部消費生活課 024-521-7736 (平成27年8月発行)